



防災カフェ



— ひとりも取り残さないために —

多くの高齢者や障がい者等が犠牲となった東日本大震災の教訓から、災害が発生したり、そのおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援が必要なかた（「避難行動要支援者」と言います。）の情報をまとめた「避難行動要支援者名簿」の作成が、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、各市町村に義務付けられました。

これに基づき市では、「芦別市避難行動要支援者避難行動支援プラン」の中で具体的な避難行動要支援者の範囲を規定しており、該当者全員を記載した名簿（対象者名簿）と、平常時の見守り等に活用するため関係機関（警察や消防機関、町内会、民生委員児童委員等）に情報提供することを同意したかたを記載した名簿（登録名簿）の2種類を作成しています。

今後は、避難行動要支援者一人ひとりの支援についての詳細を「避難行動支援プラン個別計画」（個別計画）により策定していきます。個別計画は、対象者への配慮事項やかかりつけ

医、普段いる部屋等の詳細な情報が記載されており、避難支援の実効性を高めることができるものです。

策定には、関係者をはじめ住民のかたがたの協力が不可欠ですので、誰もが安心して生活できる地域をつくるため、ご支援ご協力をお願いいたします。

※登録名簿の更新を行うため、現在の登録名簿に記載されていないかたに同意書を送付していますので、同意書の提出についてご理解とご協力をお願いいたします。



●詳細 危機対策係 ☎27-7058

秋の火災予防運動を実施

2022年度全国統一防火標語「お出かけは マスク戸締り 火の用心」を防火標語に掲げ、10月15日から31日までの17日間、全道一斉に秋の火災予防運動が展開されます。

令和3年中に全国で発生した総出火件数は35,077件、全道では1,727件、芦別市内でも8件の火災が発生しました。

この時期は火災が発生しやすい時期です。暖房機器の使用前に、これらの機器の点検と整備をし、置き場所をチェックするなど一人ひとりが火の元に注意を払うことが必要です。

また、普段から家族や地域で火の取り扱いや避難方法などについて話し合い、地域ぐるみで防火の輪を広げ、悲惨な焼死や重要な財産の損失をもたらす火災を防ぎましょう。

※平成23年6月1日から、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。また、電池の寿命はおよそ10年です。定期的に作動確認をしましょう。

●詳細 芦別消防署保安係 ☎22-3106

